

ばれいしょ原原種及びさとうきび原原種配布要綱

昭和62年4月1日付け62農蚕第1969号農蚕園芸局長通知
令和3年11月8日付け3農産第1392号最終改正

第1 目的

この要綱は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センター（以下「研究機構」という。）において生産された原原種の配布に係る必要な事項を定めることにより、我が国の基幹的畑作物であるばれいしょ及びさとうきびについて、健全無病な優良種苗を安定的に供給し、もってその生産性の向上及び品質の改善を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 「原原種」とは、研究機構において生産されたばれいしょ及びさとうきびの種苗であつて、以下の用に供するものをいう。
 - (1) 都道府県知事又は第3の2の採種団体が設置するばれいしょ原種ほにおける増殖の用に供するもの（以下「ばれいしょ原原種」という。）。
 - (2) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項に規定する指定地域（さとうきびに関するものに限る。）において県知事又は第3の2の採種団体が設置するさとうきび原種ほにおける増殖の用に供するもの（以下「さとうきび原原種」という。）。
- 2 「原種」とは、1の原種ほにおいて生産された種苗であつて、原則として採種ほにおける増殖の用に供するものをいう。
- 3 「採種」とは、採種ほにおいて生産された種苗であつて、原則として一般栽培の用に供するものをいう。
- 4 「特別種苗」とは、研究機構において生産された原原種以外の種苗であつて、気象災害その他のやむを得ない事情に対応するために配布することが特に必要であると農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が認めるものをいう。
- 5 「シストセンチュウ抵抗性品種」とは、ばれいしょ栽培において、ジャガイモシストセンチュウを増加させない性質をもつ品種のことをいう。

第3 原種ほ設置要領の制定

- 1 都道府県知事は、健全無病な優良種苗の生産を適正かつ体系的に行うため、第2の1の原種ほの設置に関して、以下の事項を内容とする原種ほ設置要領を定めるものと

する。

- (1) 2の採種団体に原種ほを設置させる場合は、当該採種団体に関する事項
- (2) 原種ほに供する種苗に関する事項
- (3) 原種ほの管理に関する事項
- (4) 原種ほで生産された種苗の配布に関する事項
- (5) 都道府県知事による2の採種団体に対する指導に関する事項
- (6) その他必要な事項

- 2 都道府県知事は、1の原種ほ設置要領に基づき、必要に応じて市町村又は都道府県の地域を区域とする農業者の組織する団体等で当該都道府県知事が適当と認めたもの（以下「採種団体」という。）に原種ほの設置を行わせることができる。
- 3 都道府県知事は、1の原種ほ設置要領を定めたときは、遅滞なく地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）を経由して、農産局長に報告するとともに、理事（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）第10条第3項の規定に基づき、理事のうちから理事長が指名する者一人をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

第4 原種ほ及び採種ほの設置計画書の提出

- 1 原原種の配布を受けようとする都道府県知事は、毎年1月10日までに別紙様式第1号による原種ほ及び採種ほ設置計画書（以下「計画書」という。）を地方農政局長に提出するものとする。

都道府県知事は、シストセンチュウ抵抗性品種の普及拡大及び原原種生産の効率化の観点から、特段の事情がある場合を除き、原則として以下の内容をばれいしょに係る計画書に記載できないものとする。

 - (1) シストセンチュウ抵抗性品種ではない品種の原原種配布希望数量については、当該都道府県の前年度の配布申請数量を上回る数量（前年度の配布予定数量が当該年度の配布希望数量を下回った場合は、当該配布希望数量を上回る数量）
 - (2) 過去2カ年の配布申請数量（各年度の配布予定数量が当該年度の配布希望数量を下回った場合は、配布希望数量）が50袋（20kg／袋）を下回ったとして、理事が別途公表する品種に係る計画
- 2 地方農政局長は、計画書の提出を受けたときは、その内容を検討の上、適当と認めた場合は、これを取りまとめて農産局長に提出するものとする。
- 3 農産局長は、2の計画書を取りまとめて理事に提出するものとする。

第5 品種別配布予定数量の通知等

- 1 理事は、第4の3により提出された計画書の内容及び研究機構における原原種を生

産するための種苗の保有数量を勘案の上、当該年度の原原種の生産計画を策定するとともに、毎年4月30日までに、計画書を提出した都道府県ごとの原原種の品種別配布予定数量を決定し、都道府県知事に通知するものとする。

- 2 理事は、1の通知を行ったときは、その旨を農産局長に報告するものとし、農産局長は、関係する地方農政局長に通知するものとする。
- 3 理事は、ばれいしょ原原種生産の効率化の観点から、計画書をもとに3ヶ年先までを見通した増殖用種苗の生産計画を策定の上、効率的な生産に努めるものとする。

第6 配布見込数量の通知

- 1 理事は、毎年別記に掲げる時期までに、計画書を提出した都道府県知事に対し、その年に当該都道府県に配布することができると見込まれる原原種の品種別配布見込数量を通知するものとする。
- 2 理事は、1の通知を行ったときは、その旨を農産局長に報告するものとし、農産局長は、関係する地方農政局長に通知するものとする。

第7 配布の申請

- 1 原原種の配布を受けようとする都道府県知事は、毎年別記に掲げる時期までに、別紙様式第2号による原原種配布申請書（以下「申請書」という。）を理事に提出するものとする。なお、第4の1の（1）及び（2）に係る原原種の申請は、原則として行うことができないこととする。

また、当該都道府県知事は、第6の1により通知された品種ごとの配布見込数量と異なる数量の品種の配布を申請する場合には、別紙様式第2号1の（2）に理由を付して申請するものとする。

- 2 特別種苗の配布を受けようとする都道府県知事は、随時、別紙様式第2号による特別種苗配布申請書を理事に提出するものとする。

第8 配布数量の決定、変更及び通知

- 1 理事は、原原種の実産状況、第5の1の配布予定数量、第6の配布見込数量及び第7の申請書の内容を勘案の上、申請書を提出した都道府県ごとに品種ごとの配布数量を決定し、当該都道府県知事に通知するものとする。ただし、都道府県別の品種ごとの配布数量が申請数量から10%以上減少する場合は、農産局長と協議の上、当該配布数量を決定し、通知するものとする。
- 2 理事は、特別種苗を配布する場合は、農産局長と協議の上、特別種苗配布申請書を提出した都道府県ごとに配布数量を決定し、当該都道府県知事に通知するものとする。
- 3 理事は、1の決定の通知の後に気象災害その他のやむを得ない事情によって原原種

生産・配布見込数量に変更が生じた場合、又は都道府県知事からの5の配布数量変更申請に対応することが適当であり、かつ、対応可能であると認めた場合には、都道府県ごとの配布数量の変更を行うことができるものとし、当該変更を行った場合は、速やかに当該都道府県知事に通知するものとする。ただし、都道府県別の配布数量が1で決定した配布数量から10%以上、かつ、100袋以上増減する場合には、農産局長と協議の上、当該配布数量を変更し、通知するものとする。

4 理事は、1から3までの通知を行ったときは、その旨を農産局長に報告するものとし、農産局長は、関係する地方農政局長に通知するものとする。

5 都道府県知事は、1の決定の通知の後にやむを得ない事情が生じた場合に限り、別記様式第2号1（2）に理由を付して配布数量の変更を申請することができるものとする。

第9 原原種取扱団体の指定

1 都道府県知事は、必要に応じ、採種団体その他の団体で当該都道府県知事が原原種の取扱いのために適当と認める者を当該都道府県における原原種の取扱団体（以下「原原種取扱団体」という。）として指定することができる。

2 都道府県知事は、新たに原原種取扱団体を指定したとき、報告内容に変更があったとき又は指定を解除したときは、別紙様式第3号により原原種取扱団体指定報告書を理事に提出するものとする。

第10 配布

1 理事は、第8により決定した配布数量に基づき原原種を配布するものとし、引渡しは原則として研究機構の生産農場渡しとする。

2 理事は、1の配布に当たっては、原原種の配布を受ける者との契約において、原原種が第2に定める用途以外に供されることのないよう措置を講じるものとする。

3 都道府県知事は、配布を受けた原原種が第2に定める用途以外に供されることのないよう、原種及び採種ほの設置状況を把握する等の措置を講じるものとする。

4 配布価格は、毎年度、理事が農産局長と協議して決定するものとする。

第11 配布実績報告

理事は、原原種の配布を完了したときは、その実績を農産局長に報告するものとする。

第12 技術的な助言

農産局長は、原原種の適正な利用のため、必要に応じて地方農政局長を経由して、都道府県知事に改善のための助言を行うことができるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 2 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の第 4 の規定に基づき種苗管理センターから行われた通知については、改正後の第 5 の規定に基づき独立行政法人種苗管理センターから行われたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に改正前の第 5 の規定に基づき種苗管理センターあてに提出された申請書については、改正後の第 6 の規定に基づき独立行政法人種苗管理センターあてに提出されたものとみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱に規定するもののほか、平成 19 年 3 月 31 日までの間に限り、茶原種の配布を実施することができるものとする。この場合、第 1 から第 3 まで及び第 6 から第 13 までを準用する。なお、茶樹の配布は挿し穂及び母樹とし、別記の配布申請時期は、春植 5 月 10 日、秋植 8 月 20 日、母樹 2 月 10 日とする。

附則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この通知による改正前の各通知の規定によりした処分、手続その他の行為は、この通知による改正後の各通知の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなして、同各通知の規定を適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成 26 年 3 月 18 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和 3 年 11 月 8 日から施行する。

(別紙様式第 1 号)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

原種ほ及び採種ほ設置計画書

ばれいしょ原原種及びさとうきび原原種配布要綱第 4 の 1 の規定により、原種ほ及び採種ほ設置計画書を提出いたします。

記

作物名：ばれいしょ

(作期：〇〇植用)

1. 原種ほ及び採種ほの設置計画(3ヶ年見通し)

単位：袋(20kg)

	原種ほ (n + 1 年)				採種ほ (n + 2 年)			
品種名	設置面積(a)	原原種配布希望数量	生産見込み数量		設置面積(a)	原種必要量	生産見込み数量	その他用途・理由
				→				
				→				
	原種ほ (n + 2 年)				採種ほ (n + 3 年)			
品種名	設置面積(a)	原原種配布希望数量	生産見込み数量		設置面積(a)	原種必要量	生産見込み数量	その他用途・理由
				→				
				→				
	原種ほ (n + 3 年)				採種ほ (n + 4 年)			
品種名	設置面積(a)	原原種配布希望数量	生産見込み数量		設置面積(a)	原種必要量	生産見込み数量	その他用途・理由
				→				
				→				

注) 記入に当たつての注意

- ・品種ごとに原種及び採種の 3 ヶ年先までの生産利用計画をそれぞれ記入する。
- ・原種ほ産の種苗は採種ほでの利用が原則ですが、やむを得ずそれ以外の用途に用いる際

はその他欄に用途と理由を記入する。なお、原種は生産見込み数量＝採種は原種必要量＋採種はその他 となるように記入する。

- ・作期については、n 年 1 月 10 日（n は本計画書提出の暦年）を基準として、n+3 年春植（n+2 年秋配布）及び n+3 年秋植用（n+3 年夏配布）のものについてまで記入する。
- ・別紙「記入に当たっての注意（共通事項）」に基づき記入する。

2. 原種ほ及び採種ほの設置実績

単位：袋(20kg)

	原種ほ			採種ほ		
品種名	使用種苗		設置面積 (a)	使用種苗		設置面積 (a)
	原原種/ その他（植防認可等）	数量		原種(道県内産/移入)/ その他（植防認可等）	数量	

注) 記入に当たっての注意

- ・本計画書提出年度の設置実績を記入する。
- ・種馬鈴しょ検疫検査申請を行った場合は、その面積を設置面積欄に記入する。
- ・別紙「記入に当たっての注意（共通事項）」に基づき記入する。

作物名：さとうきび

(作期：〇〇年〇〇植用)

1. 原原種

(1) 配布希望数量

単位：本(2 節苗)

品種名	原種ほ設置面積 (a)	10 a 当たり 種苗所要量	総種苗所要量	原原種配布 希望数量

注) 記入に当たっての注意

- ・作期については、1 月 1 0 日を基準として、翌年春植及び翌年夏植用のものについて記入する。
- ・市町村別に内訳を別添 1 として添付する。
- ・別紙「記入に当たっての注意（共通事項）」に基づき記入する。

(2) 原種ほ及び採種ほ

単位：本(2 節苗)

原種ほ			採種ほ		
設置面積(a)	10 a 当たり収量	生産量	設置面積(a)	10 a 当たり収量	生産量

注) 記入に当たっての注意

- ・市町村別に内訳を別添 2 として添付する。
- ・別紙「記入に当たっての注意（共通事項）」に基づき記入する。

(別紙様式第 2 号)

番 号
年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事 氏 名 殿

都道府県知事 氏 名

原原種配布申請書

ばれいしょ原原種及びさとうきび原原種配布要綱第 7 の 1 の規定により、〇〇年〇
植用〇〇〇原原種を、下記により配布されたく申請いたします。

記

作物名：〇〇〇

(作期：〇年〇〇植用)

1. 原原種

(1) 配布申請数量

品種名	原種は 設置面積	10 a 当たり 種苗所要量	総種苗 所要量	原原種配布 申請数量

注) 記入に当たっての注意

- ・原原種取扱団体が複数ある場合はそれぞれの内訳を別添 1 として添付する。
- ・さとうきびについては市町村別に内訳を別添 2 として添付する。
- ・別紙「記入に当たっての注意 (共通事項)」に基づき記入する。

(2) 配布予定数量から増減する場合の理由

品種名	増減理由

注) 記入に当たっての注意

申請数量が配布要綱第 5 の 1 の配布予定数量から増減する場合は、地域の実情、

需要の動向、作柄等を踏まえ詳細な理由を記載するものとする。

2. 特別種苗

品種名	配布希望数量	配布を希望する理由等			
		所要面積	10 a 当たり 種苗所要量	総種苗 所要量	配布を希望 する理由

注) 記入に当たっての注意

- ・災害対策の場合は、災害名、特別災害地域指定の有無及び災害調査結果等を明らかにするとともに、適宜資料を添付する。
- ・様式の件名を「原原種配布申請書」から「特別種苗配布申請書」に、要件のうち「第7の1」を「第7の2」に変更する。
- ・別紙「記入に当たっての注意（共通事項）」に基づき記入する。

3. 荷受者及び荷受時期

	配布希望数量	荷 受 者		荷受希望時期	備考
		団体等名	住所、電話、FAX メールアドレス		

(別紙様式第 3 号)

番 号
年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事 氏 名 殿

都道府県知事 氏 名

原原種取扱団体指定報告書

ばれいしょ原原種及びさとうきび原原種配布要綱第 9 の 2 の規定により原原種の取扱団体を下記のとおり（指定／変更／解除）しましたので、報告いたします。

記

原原種取扱団体

作 物 名	団 体 名	住 所	代表者名	担当地域名

(別記)

配布見込数量の通知及び配布の申請時期

区 分		配布見込数量の通知 (第 6 の 1)	配布の申請 (第 7 の 1)
ばれいしょ	春植用	6 月 1 5 日	9 月 1 5 日
	秋植用	3 月 1 5 日	6 月 末 日
さとうきび	春植用	1 1 月 末 日	1 月 1 5 日
	夏植用	6 月 1 5 日	7 月 末 日
特別種苗			必要時随時

(別紙)

記入に当たっての注意（共通事項）

1. 作物名は、ばれいしょ及びさとうきびとする。
2. 作期は、春植用、夏植用及び秋植用とする。
3. 単位は、以下のとおりとする。
面積にかかわるもの：ha 又は a
収量、数量及び所要量にかかわるもの：ばれいしょは 20kg 入り袋数、又は kg
さとうきびは 2 節苗の本数、又は 苗
4. 様式は作期毎に作成する。